

その病気、その症状は

アスベスト

石綿が原因 がもしれません

ご家族に、**肺がん**や**中皮腫**などで
亡くなられた方はいませんか？

息切れ、胸が苦しいなどの
症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。
お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。
(※各給付には請求期限(時効)があります。お早めにご相談ください。)

仕事で石綿を取り扱ったことがある方(そのご遺族)

労災保険制度による **労災保険給付** または
石綿健康被害救済制度による **特別遺族給付金**
を受けられる場合があります。

ご相談先

[お近くの労働基準監督署・都道府県労働局](#)

☆ お近くの労働基準監督署・都道府県労働局の所在地等のご案内や
労災保険給付と特別遺族給付金に関する一般的なご質問はこちら
でも受け付けています。(※ご利用には通話料がかかります。)

労災保険相談ダイヤル：0570-006031

(平日9:00～17:00)

仕事で石綿を取り扱ったことがない等の理由で
労災保険等の給付を受けられない方(そのご遺族)

石綿健康被害救済制度による **救済給付**
を受けられる場合があります。

ご相談先

[独立行政法人 環境再生保全機構 \(ERCA\)](#)

フリーダイヤル：0120-389-931

(平日9:30～17:30)

- 「石綿による健康被害の救済に関する法律」の一部改正(平成23年)により、
 - ① 「特別遺族給付金」および「特別遺族弔慰金等」について、請求期限が10年延長されました。
 - ・「特別遺族給付金」の請求期限は、平成34年3月27日までです。
 - ・「特別遺族弔慰金等」の請求期限は、対象疾病、死亡時期により異なります。
詳しくは、(独)環境再生保全機構までお問い合わせください。
 - ② 「特別遺族給付金」の支給対象が、平成28年3月26日までに亡くなった労働者のご遺族の方へと拡大されました。
- 各給付の内容や石綿に関する情報については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) または
(独)環境再生保全機構ホームページ (<http://www.erca.go.jp/asbestos>) をご覧ください。

